

## 国際トレンド



# IFACブリュッセル総会 及び理事会報告

国際会計士連盟（IFAC：International Federation of Accountants）の年次総会が2017年11月15日及び16日に、理事会が11月17日にブリュッセルにおいて開催された。年次総会には、日本から関根愛子会長、海野 正専務理事、筆者及び事務局が出席し、理事会には、海野専務理事（テクニカル・アドバイザー）及び筆者が出席した。以下、総会及び理事会の概要等を報告する。

## IFAC年次総会

### 1. 理事会メンバー及び指名委員会メンバーの承認

毎年、年次総会において、理事会メンバー及び指名委員会メンバーの一部改選が行われる。理事会メンバーの任期は1期3年で2期まで務めることができる。当年度は、理事会メンバー8名（うち筆者を含む5名は重任）、指名委員会メンバー4名（うち2名は重任）の選任が承認された。

この結果、会長を除く、新年度のメンバー構成は、日本、米国（1団体から2名）、英国（3団体から2名）、アイルラ

ンド、ドイツ、フランス、イタリア、ノルウェー（北欧諸国代表）、カナダ（1団体から2名）、ブラジル、オーストラリア（2団体から1名）、中国、香港、韓国、インドネシア、パキスタン、モロッコ、南アフリカ、ナイジェリア、ジャマイカの各団体の代表となった（イタリア、パキスタン、モロッコの代表が新任）。

### 2. IFAC会長及びマネジメントからの報告

今年でIFAC創立から40周年を迎えたため、冒頭に40周年を記念するビデオが流され、藤沼亜起相談役（元IFAC会長）からのメッセージも含まれていた。

IFAC会長からは、直近の会長の活動とIFAC理事会メンバーの活動の紹介があった。会長の活動の主なものとして、長く議論が続いている、基準設定審議会のガバナンスに関する活動があるが、数か月前から公表されるといわれ続けていたモニタリング・グループ（MG）<sup>1</sup>のコンサルテーション・ペーパー（CP）が、ついに総会の数日前、11月9日に公表されたという紹介があっ

た。この件については後述する。

CEOからは、過去40年間の会計士の公益への貢献と、今後40年も引き続き社会に対して価値を高めていく存在であるという趣旨のスピーチがあった。

### 3. 基準設定審議会 (SSB: Standard-Setting Board) のガバナンス

2015年、MGから、職業会計士が利用する基準、特に監査・保証基準及び倫理基準における基準設定モデル<sup>2</sup>は、会計士の影響が強く独立性に欠けているのではないかという問題提起がIFACに対してなされ、どのようなガバナンス構造をとるべきかについてIFAC及びMGとの間で議論が続けられてきた。これまでの議論を受けて、ガバナンス改革案のCPが、2017年11月9日に公表された。

CPは、MGが考えるオプションとそれに対する質問27項目から成り、コメント期限は2018年2月9日とされている。MGが考えるオプションは、従前から議論されてきた内容と概ね同じであったが、主要な提案は以下のとおりである。

- SSBについて
  - 監査・保証及び倫理の全ての監査人に関する基準設定を統合して1つとする（監査人以外に係る倫理基準は対象としない。）。
  - SSBの規模は12人を下回らず、多様性を確保する。
  - SSBの構成員は、全員報酬制として、規制当局、利用者、監査人（マルチ・ステークホルダーと称している。）から3分の1ずつ選び、構成員の4分の1をフルタイム、4分の3をパートタイムとする。
  - 基準の承認は単純多数決による。
  - テクニカルスタッフを増員する。

- SSB構成員を決める指名プロセスは、PIOBが単独で管理する。
- PIOBは基準の採用への拒否権を持つ。
- 基準設定活動費は国際ネットワークの会計事務所からの契約賦課金によりPIOBが徴収し、将来は課金対象を企業等に広げる。

IFAC会長から、各加盟団体に対し、CPに対するコメント対応を求めるとともに、各団体の影響力のあるステークホルダーにこの議論に関与することを働きかけるように求めた。

また、ステークホルダーへのアウトリーチの際に利用できる、IFACの予備的見解をまとめた文書が年次総会翌日の理事会の直後に発出された。ここでは、改革を行うことは支持するが、MG提案のモデルではなく、現行モデルを改良・改善する改革を主張しており、提案に対して官民公益共有モデルから純然たる規制モデルへ変更されるリスク、専門的判断を排除したルールベースの基準が作られるリスク、活動費用が増大するリスクなどの多くの懸念を示している。

そして、MGの提案に対し、IFACは7項目（他のステークホルダーを含む指名プロセス、PIOBの役割、マルチ・ステークホルダーのSSB構成、全てのステークホルダーからの拠出、SSBの最適規模見直し、2つのSSBを維持、効率性・有効性の向上のための基準設定のプロセスと範囲の再設計）を柱とした改革案を提示している。

この件に関連し、2018年をもって国際監査・保証基準審議会議長の任期が終了するため、次期議長の選任を2018年中に行う必要があるが、今までの指名委員会が行うのではなく、今回限りの選任パネルを設立することをMGが

提案していた。この選任パネル設置の権限をIFAC理事会に付与することがIFAC総会で承認された。

日本公認会計士協会はCPのコメント対応に当たり、日本における主要なステークホルダーへのアウトリーチを行い、より公益に資するモデルを検討して、コメント作成を行っていく予定である。

### 4. 新規加盟団体の承認と加盟団体に対する措置

スリランカ・アカウンティング・テクニシャン協会 (Association of Accounting Technicians of Sri Lanka) 及びモンテネグロ公認会計士協会 (Institute of Certified Accountants of Montenegro) を正会員 (Member) とすることが承認された。また、リトアニア会計士監査人協会 (Lithuanian Association of Accountants and Auditors) が準会員 (Associate) に承認された。

IFAC会員のコンプライアンス・プログラムの遵守不履行（会員が遵守すべき義務に関するアクションプランのアップデートの未提出）により、正会員 (Member) のベトナム会計協会 (Vietnam Accounting Association) の会員資格停止が再度延長されることとなった。

正会員 (Member) のロシア監査人諮問委員会 (Russian Collegium of Auditors) 及び準会員 (Associate) のロシア職業会計士協会 (Russian Institute of Professional Auditors) は、それぞれ、2016年年会費及び2017年年会費の未払いのため、除籍処分とされた。

### 5. その他

- IFACはスイスの組織であるが、スイス法に基づき、スイスの法定財務諸表を監査する法定監査人の選任が

必要であり、2017年度及び2018年度の法定財務諸表の法定監査人として、SFG Conseilを選任した。

- 3つのテーマが用意された1時間半のワークショップが催され、総会出席者が各々テーマを自由に選んで参加した。テーマは、テクノロジーへの対応、影響を与える方法と職業会計士のグローバルな声、才能ある若者の呼び込みとリーダーとしての女性活躍で、関根会長が3番目のワークショップのパネリストとして参加され、日本の女性の労働環境やご自身のキャリアなどを説明された。各セッションとも闊達な質疑応答がなされ、有意義なものであった。
- 計画・財務委員会 (PFC)、ガバナンス委員会 (GC)、監査委員会 (AC)、公共政策・規制助言グループ (PPRAG)の各小委員会議長及びその他の委員会の各議長、公益監視委員会の代表からのこの1年間の活動についての報告があった。
- 2018年11月5日から8日まで、シドニーにて、開催される世界会計士会議のPRが行われ、現在の進捗状況の説明があった。
- 次回の年次総会は、2018年11月1日にシドニーにて、世界会計士会議の前に開催される予定である。

## II IFAC理事会

### 1. 理事会メンバーの交代とIFAC理事会内の小委員会のメンバー構成

年次総会の承認を受け、理事会メンバーの約3分の1(8名)が交代し(重

任を含む。)、インド、インドネシア及びトルコの各代表が退任した。この結果、今後1年間の理事会は、上記I1.に記載のとおり構成となった。当理事会では、IFAC会長を含む23名の理事会メンバー全員、テクニカル・アドバイザー及びオブザーバー等が参加した。

理事会には、PFC、GA、AC、PPRAGの4つの小委員会があり、新年度のメンバー構成が承認された。なお、筆者は、3年続いたPPRAGから、IFACの戦略や予算を立案する、PFCへの配属に変更となった。

### 2. その他

- IFACには現在、Robert Sempier賞とIFAC国際ゴールドサービス賞があり、前者はより高名な賞として位置付けられていたものの、賞の候補者となる人はどちらの賞にも候補者となり、両者の区別が明確にできないことが認識されたため、賞は1つのみとし、名前をIFACグローバル・リーダーシップ賞に変更するという提案があり、理事会はこれを承認した。
- IFAC加盟団体の会員として遵守すべき義務に関する遵守状況についての報告・公表方法が、ダッシュボード・レポート(DBR)という形式に変更され、その情報に基づいて作成された2017年版グローバル・ステータス・レポート(今回で2年目)の説明があった。このレポートは、加盟団体が遵守すべき義務の遵守状況を分析した結果をまとめたものであるが、分析対象とした団体は、前年の65団体から104団体へと大きくカバー率を上げた。なお、IFACでは、各加盟

団体の遵守状況をDBRに載せる作業を行っているが、途上国の加盟団体が先行して行われており、日本や米国、ドイツなどはまだDBRに載せられていないため、分析対象となった104団体にも含まれていなかった。

- 次回の理事会は、2018年3月1日及び2日にニューヨークにて開催される予定である。

(IFAC理事会ボード・メンバー  
染葉真史)

### <注>

- 1 MGは、証券監督者国際機構(IOSCO)、監査監督機関国際フォーラム、バーゼル監督委員会、欧州委員会、財政安定理事会、保険監督者国際機構及び世界銀行の代表から構成され、IFACの基準設定などの公益活動を監視する公益監視委員会(PIOB:Public Interest Oversight Board)のメンバーを任命し、監視する役割を担っている。
- 2 現行の基準設定モデルは、2003年のIFAC改革提案及び2008年に合意されたMG憲章に基づいて確立されたものである。現行のモデルについては、PIOBが2015年9月15日に発行した英文文書「Standard Setting in the Public Interest: a Description of the Model(公益における基準設定:当モデルの解説)」(<http://www.ipiob.org/media/files/attach/SS-Model-Description-doc-Sept-15.pdf>)に詳しい。